

入札の公告

次のとおり制限付一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

令和8年6月2日

白老町長 大塩英男



1 入札に付する事項

- (1) 工事の名称 町営住宅（緑ヶ丘団地）解体工事
- (2) 工事の場所 白老郡白老町緑丘2丁目622-1183, 625-1, -2,
627-23の内
3丁目625-76の内
- (3) 工事の期間 議決の翌日から令和9年3月19日まで
- (4) 予定価格 83,193,000円（消費税を含む）
本工事は、「週休2日工事」の対象工事である。
- (5) 工事概要 ・町営住宅（緑ヶ丘団地）の10棟の解体工事である。
5号棟（延床面積：122.64㎡） 6号棟（延床面積：123.48㎡）
7号棟（延床面積：158.83㎡） 8号棟（延床面積：147.39㎡）
11号棟（延床面積：165.67㎡） 14号棟（延床面積：159.32㎡）
23号棟（延床面積：159.32㎡） 26号棟（延床面積：123.48㎡）
30号棟（延床面積：159.32㎡） 33号棟（延床面積：165.54㎡）
合計：約1,485㎡
構造：CB造 平屋建て
※詳細は閲覧用設計図書によるものとする。

2 入札に参加する者に必要な資格

入札参加希望者は、単体または2者以上での特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）とし、以下の要件をすべて満足していること。

(1) 代表者の要件

- ① 白老町内に建設業法（昭和24年法律第100号。以下「業法」という。）第3条第1項

に規定する本店又は支店を有し、その本店又は支店が白老町競争入札参加資格者名簿の「建築工事」または「解体工事」に登録されていること。

- ② 建設業法に規定する特定建設業の許可を受けていること。
- ③ 入札の日までの間に、白老町競争入札参加資格者指名停止等措置要領の規定に基づく指名停止を受けていないこと。
- ④ 過去10年間（平成28年4月1日以降）に本工事と同種の解体工事を、北海道内で元請として施工した実績を有していること。
なお、共同企業体として施工した実績は、当該共同企業体の構成員としての出資比率は20%以上とする。
- ⑤ 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に専任で配置できること。
 - 1) 1級建築施工管理技士の資格を有する者であること。
 - 2) 平成28年度以降に④に掲げる単体有資格業者又は共同企業体に係る工事の経験を有する者であること。
 - 3) 監理技術者にあつては、監理技術者資格証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。
- ⑥ 現場代理人を工事現場に専任で配置できること。
- ⑦ 会社更生法（昭和27年法律第172号）による更生手続き開始の申立てがなされている者、または、民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続き開始の申立てがなされている者等、経営状態が著しく不健全でないこと。
- ⑧ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であること。

（2）代表者以外の構成員の要件

- ① 白老町内に建設業法（昭和24年法律第100号。以下「業法」という。）第3条第1項に規定する本店又は支店を有し、その本店又は支店が白老町競争入札参加資格者名簿の「解体工事」に登録されていること。
- ② 入札の日までの間に、白老町競争入札参加資格者指名停止等措置要領の規定に基づく指名停止を受けていないこと。
- ④ 過去10年間（平成28年4月1日以降）に本工事と同種の解体工事を、施工した実績を有していること。
- ⑦ 会社更生法（昭和27年法律第172号）による更生手続き開始の申立てがなされている者、または、民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続き開始の申立てがなされている者等、経営状態が著しく不健全でないこと。
- ⑧ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であること。

（3）特定建設工事共同企業体の要件

- ① 各構成員の出資比率は、均等割の10分の6以上であること。
- ② 本工事の入札に参加する共同企業体の構成員は、他の共同企業体の構成員として入札に

参加する者でないこと。

- ③ 代表者は出資比率が構成員中最大であること。

3 入札の参加申請

(1) 申請書等

本工事の入札に参加しようとする者は、次のとおり申請書類を持参して提出しなければならない。

- ① 制限付一般競争入札参加資格審査申請書
- ② 類似工事施工実績書
- ③ 類似工事等の施工を証する以下の書面
 - a 類似工事等に係る契約書の写し又は工事实績証明書
 - b 共同企業体により施工したものについては協定書の写し
 - c 施工概要が判断できる書面等の写し
- ④ 配置予定技術者調書（国家資格者証の写し添付）
- ⑤ 特定建設業の写し
- ⑥ 特定建設工事共同企業体協定書の写し
- ⑦ 経営事項審査結果通知書の写し
- ⑧ その他、町長が必要と認める書類
- ⑨ 返信用封筒（表に申請者の住所・氏名を記載、簡易書留料金を加えた料金の切手を貼った長3号の封筒）

(2) 提出期間

令和8年6月2日（火）から令和8年6月9日（火）までの（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く、毎日午前9時から午後5時までとする。

(3) 提出場所

白老町 会計課 契約管財係

(4) 提出方法

持参することとし、郵送・メール又はファクシミリによるものは受付けない。

(5) その他

- ① 資料の作成に要する経費は、入札参加希望者の負担とする。
- ② 提出された資料は返却しない。
- ③ 提出された資料は、無断で他に使用しない。

4 入札参加資格の審査

この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）167条の5の2の規定による

一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者が、前記2に掲げる資格を基本として業務能力等の審査を行い、その結果を令和8年6月24日(水)までに書面により通知する。

5 入札参加資格がないと認められたものに対する理由の説明

- (1) 入札参加資格がないと認められたものは、休日を除く令和8年6月29日(月)午前12時までに書面により、入札参加資格がないと認められなかった理由についての説明を求めることができる。

なお、書面は白老町会計課契約管財係に持参することとし、郵送又はファクシミリによるものは受け付けない。

- (2) (1)の理由の説明は、令和8年6月30日(火)の指定の時間に、会計課契約管財係において書面により回答する。(原則として、再質問は受け付けない。)

6 契約条項示す場所

白老町 会計課 契約管財係

7 入札執行の場所等

- (1) 入札場所

白老町役場 第2会議室

- (2) 入札日時

令和8年7月7日(火) 10時00分

- (3) その他

入札時に工事費内訳書を提出する。(様式は任意)

8 郵便等による入札

- (1) 郵便による入札は認めない。
(2) 電報による入札は認めない。
(3) メール・ファクシミリ等による入札は認めない。

9 入札書記載金額

落札決定に当っては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)を持って落札価格とするので、入札参加者は、消費税等にかかる課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

10 入札保証金及び契約保証金

入札保証金及び契約保証金については、白老町契約に関する規則（昭和43年規則4号。以下「規則」という。）の定めるところによる。

11 設計図書等の配布及び閲覧

(1) 入札参加希望者は、設計図書等を閲覧できる。また、入札参加者は審査結果通知書に記載されたパスワードにて、白老町ホームページよりダウンロードするものとする。

① 閲覧期間 令和8年6月2日（火）から令和8年7月3日（金）までの
休日を除く、毎日午前9時から午後5時まで（正午から午後1時
までを除く）。

② 配布期間 令和8年6月24日（水）から令和8年7月3日（金）まで。

③ 閲覧場所 白老町 都市整備部 建設課 建築係

④ 配布方法 白老町ホームページよりダウンロード

(2) 工事設計図書等に関する質疑は、書面により持参し提出すること。

① 受付期間 令和8年6月24日（水）から令和8年7月2日（木）までの
休日を除く、毎日午前9時から午後5時までとする。

② 受付場所 白老町 都市整備部 建設課 建築係

(3) 質疑に対する回答は、令和8年7月3日（金）建設課にて指定の時間に書面により回答する。

12 支払条件

(1) 前払金

契約金額の4割を限度として予算の範囲内で支払う。

(2) 中間前払い金

下記の要件を満たす場合、契約金額の2割を限度として支払う。

①既に前払金の支払いを受けていること。

②工期の2分の1を経過していること。

③工程表により、工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。

④既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が、請負代金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

(3) 部分払い金

支払わない。

(4) 精算払い金

工事完成受渡し後、工事請負代金の精算払いを行う。

なお、前払い金、中間前払い金の支払いを行った場合には、それぞれの金額を減額した額を精算払いとして支払いを行う。

13 契約書作成の要否

契約の締結については必要とする。また、本工事が地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号に規定する議会の議決を要する工事については、白老町議会において議決後、工事請負契約を締結するものとし、それまでの間、仮契約を締結する。

なお、落札業者は、議会の議決を得られないために本契約を締結できない場合において生じる一切の損害について賠償を請求できないものとする。

14 分別解体等の実施の義務付け

建設工事に係る資材の再資源化に関する法律（平成12年法律第104号）第9条に基づき、分別解体等の実施が義務付けられた工事の場合は、契約に当り再資源化等に要する費用、解体工事に要する費用、分別解体等の方法、再資源化等をするための施設の名称及び所在地を契約書に記載する必要があることから、特記仕様書に記載された特定建設資材廃棄物、搬出数量等を参考に再資源化等に要する費用及び解体工事に要する費用を見積もった上で入札を行うこと。

15 その他

- (1) 開札時において、前記2に規定する資格を有しない者のした入札、その他この公告に定める入札に関する条件に違反する入札、また白老町契約に関する規則、競争入札心得等の入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (2) 入札が公正に執行することができないなど特別の事情があると認められるときは、入札を延期又は中止する場合もある。
- (3) その他入札に関して不明な点は、白老町 会計課 契約管財係に照会すること。